

(C)

## S C (ストレスチェック) 制度における医師の役割

### 1 医師としての3つの立場

- (1) 専属又は嘱託産業医（以下、「産業医」という。）の役割
- ・ S C の実施や面接指導を行わなくても、産業医としての役割がある。
  - ・ 規則改正（労働安全衛生規則第14条第1項第3号）により、S C 検査及び面接指導に関して産業医の職務が追加された。  
ただし、この規定は、産業医がS C 検査等を行うことを義務づけたものではなくて、S C 検査に関与することを規定したもの、例えば衛生委員会で意見を述べることやS C 検査及び面接指導の実施状況の確認などである。  
最小限述べるべき意見の内容は次のとおり。
- 調査票の選定
- 3項目が含まれておれば自由に選定、但し、一定の科学的な根拠が必要  
参考—「職業性ストレス簡易調査表（57項目）、簡略版（23項目）
- ストレスの程度の評価方法
- 調査表の回答を点数化した評価結果（評価点）を数値で示し、レーダーチャート等の図表で示す方法など
- 高ストレス者（2つの選定基準の総数）の選定方法
- ①合計点数を使う方法—点数の高い方が高ストレス
  - ②素点換算表を使う方法—評価点が低い方が高ストレス
- 実施状況の確認—労働基準監督署への報告書の署名押印等
- (2) 実施者としての医師の役割
- 調査表の選定、ストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準などに、専門的見地から意見を述べる。
- 調査結果を把握し、面接指導の要否を決めたり、保健指導したりする。
- 調査表の配付、回収、結果入力、結果票の作成、結果通知、同意の取得、面接指導の勧奨は、実施事務従事者（外部含む）に行わせることができる。
- 共同実施者の場合、1名が実施代表者になり、役割分担する。
- 面接指導は、実施者の役割ではない。
- (3) 面接指導を行う医師の役割
- 面接指導を実施、評価し、労働者に助言・指導し、事業者に報告を行う。
- 事業者に結果の意見を述べる（就業上の措置の必要性の有無及び内容）
- 報告と意見は一つの様式として事業者に提出
- 2 産業医は、S C 制度に積極的に関与し、S C 検査及び面接指導を行うことが望ましい。